

**東みよし町防災行政情報配信システム構築事業
公募型プロポーザル実施要領**

令和4年6月

徳島県東みよし町

1. 事業の説明

(ア) 事業名称

東みよし町防災行政情報配信システム構築事業(以下、「本事業」という。)

(イ) 事業概要

東みよし町地域情報通信基盤は、平成 22 年の導入から 12 年以上が経過していることから、行政情報の提供及び災害その他の緊急情報をさらに円滑に提供するためシステムの整備を行う。

なお、本整備事業においては、昨今の情報通信技術の進歩を鑑みて、東みよし町(以下、「本町」という)にとって最適な携帯電話通信網を活用したスマートフォンアプリシステムの提案を求める。

(ウ) 事業内容及び調達仕様

資料2「東みよし町防災行政情報配信システム構築仕様書」のとおり

(エ) 事業期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

(オ) 事業予算額

総額 60,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)を限度とする。

(カ) 事業の場所

本町が指定する場所

(キ) プロポーザル実施スケジュール

項	イベント	期日
1	プロポーザル実施の公告、参加意思表明書受付開始	令和 4 年 6 月 20 日(月)
2	質問書の提出期限	令和 4 年 6 月 24 日(金)午後5時まで
3	質問書に関する回答の公表	令和 4 年 6 月 27 日(月)
4	参加意思表明書及び参加資格審査申請書類の受付期限	令和 4 年 6 月 29 日(水)午後5時まで
5	参加資格審査(一次審査)結果の通知	令和 4 年 7 月 1 日(金)
6	企画提案書の受付期限	令和 4 年 7 月 8 日(金)午後5時まで
7	プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和 4 年 7 月 15 日(金)
8	審査結果の通知及び公表	令和 4 年 7 月 22 日(金)
9	事業契約の締結	令和 4 年 8 月 1 日(月)

※スケジュールは現時点での予定のため、変更になる場合もある。

なお、変更となった場合には本プロポーザル参加事業者へ改めて連絡をする。

(ク)担当及び連絡先

事務局

東みよし町役場 企画課 後藤 聖和

住所:〒779-4795 徳島県三好郡東みよし町加茂 3360

電話:0883-82-6302 FAX:0883-76-1013

メール:kikaku01@higashimiyoshi.i-tokushima.jp

2. プロポーザルへの参加資格

- (ア)本事業への参加については、工事業者、電気通信事業者もしくは通信機器製造メーカーとする。
- (イ)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (ウ)地方公共団体等で携帯電話網を活用したシステム構築の実績を有すること。
- (エ)本事業提案における参加表明書(様式1)の提出時において、本町からの指名停止措置を受けている期間中でないこと(代表者、構成員とも対象とする)。
- (オ)会社更生法に基づき、更生手続きの開始の申立がなされている者でないこと(代表者、構成員とも対象とする)。
- (カ)民事再生法に基づき、再生手続きの開始の申立がなされている者でないこと(代表者、構成員とも対象とする)。
- (キ)東みよし町暴力団等排除措置要綱に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- (ク)金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (ケ)国税、県税及び市町村税を完納していること。

3. 参加意思表明書及び参加資格審査申請書類の提出等について

本プロポーザルの参加資格を満たしていると見込まれ、参加する意思がある者(以下「参加意思表明者」という。)は、参加意思表明書(様式1)を次のとおり提出すること。

なお、参加意思表明書の提出がない者は、質疑書の提出及びプロポーザルの参加について一切認めない。

(ア)提出受付期間

令和4年6月20日(月)から6月29日(水)までの午前9時から午後5時までとする。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(イ)提出方法

参加意思表明書(様式1)に必要事項を記載の上、持参又は郵送にて事務局へ提出すること。

(ウ)提出書類

- ・参加意思表明書(様式1)
- ・会社概要調書(様式2)
- ・登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し
- ・システム納入実績調書(様式3)
- ・秘密保持誓約書(様式4)
- ・誓約書(様式5)

(エ)参加辞退

参加意思表明書を提出後に参加辞退をする場合、また参加資格を満たさないことが判明した場合は、速やかにその旨を事務局に任意の書式にて届け出ること。

4. 質問書の提出

本プロポーザルに関し、質問がある場合は、参加意思表明書(様式1)を提出した上で、質問書(様式7)を次のとおり提出すること。

(ア)受付期間

令和4年6月20日(月)から6月24日(金)までの午前9時から午後5時までとする。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(イ)提出方法

質問書(様式7)に必要事項を記載の上、電子メールにて提出すること。
ただし、電子メール送信後、電話にて必ず事務局へ受信確認を行うこと。
なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。

(ウ)提出先

事務局

(エ)質問に対する回答

質問に対する回答は、令和4年6月27日(月)午後5時までに、回答書を質問者の名称等を伏せた上で町ホームページに公表する。

5. 企画提案書等の提出

(ア)提出物

一次審査に通過した者は以下のものを提出すること。また、企画提案書及び事業費用見積書(様式6)については、企画提案書・見積書作成要領(資料3)に従い作成すること。

A)企画提案書

B)事業費用見積書(様式6)

(イ)提出期限

令和4年7月8日(金)午後5時(必着)

※提出可能時間は、午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(ウ)提出方法

提出する提案は1案のみとし、事前に電話連絡のうえ「1(ク)事務局」まで直接持参すること。なお、郵送、FAX及び電子メールでの提出は不可とする。

(エ)提出物の形態及び部数

- | | | |
|-------------------------------|-----|-----|
| ① 企画提案書(紙媒体) | 正1部 | 副9部 |
| ② その他の資料(紙媒体) | 1部 | |
| ③ 企画提案書等の電子データ(CD-R 又は DVD-R) | 1部 | |

(オ)提案のための費用負担

提案に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

(カ)本町からの疑義照会

提出のあった企画提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、後日必要に応じて本町から疑義事項の照会を行うものとする。

(キ)企画提案書等の取扱い

A)提出された企画提案書等に記載された内容の追加及び変更は、明らかな瑕疵があると認めた場合を除き、原則として認めない。

B)提出された企画提案書等は、一切返却しない。

C)提出された企画提案書等は、本事業の導入候補者選定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

D)提出された企画提案書等は、本事業以外の目的で使用しない。また、営業上の秘密に該当する部分が含まれていることが考えられるため、原則として公開しない。

E)提出された各書類の著作権は、元来、第三者に帰属するものを除き、各参加者に帰属する。

F)提出された各書類の中で、第三者の著作権を使用する場合は、その承諾を得ること。第三者の著作権の使用の責は、使用した参加者に全て帰する。

6. プレゼンテーション及びヒアリング

提出された審査書類に基づき一次審査(参加資格審査)を行い、上位3者をプレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼンテーション」という。)の対象者とする。対象者には、一次審査の結果及びプレゼンテーションの日時や会場等の詳細事項について書面で通知する。プレゼンテーションの対象とならなかった者に対しては、一次審査の結果を書面で通知する。

※留意事項

- ・プレゼンテーション中に、住民用端末の実機によるデモンストレーションを行うこと。
- ・プレゼンテーションの出席者は、5名以内とする。
- ・プレゼンテーションの内容は、技術提案書の説明(40分以内)及び審査委員等から質疑(10分程度)とする。
- ・プレゼンテーション用にモニタ及び接続ケーブル(D-Sub15・DVI・HDMI)は貸し出すが映写に必要な機材(パソコン等)は参加者が準備すること。
- ・プレゼンテーション時の追加資料の提出及び提示は認めない。
- ・プレゼンテーションに係る費用は全て参加者の負担とする。
- ・プレゼンテーションに出席しない場合は受注意思がないものと見做し、原則として選定対象としない。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合は、この限りでないので、該当する場合はその旨を理由と共に書面(書式自由、ただし、A4とする。)にて提出すること。

7. 審査方法及び結果の通知

本プロポーザルの審査は、東みよし町防災行政情報配信システム構築事業公募プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において実施する。

(ア) 審査方法

提出された書類について、事務局による参加資格審査、審査委員会におけるプロポーザル選定基準に基づく書類審査、プレゼンテーション審査を行い、最優秀者及び次点者を各1名選定する。得点の最も高い提案が2以上ある場合は、当該参加者によるくじ引きにより最優秀者を決定する。なお、審査項目及び配点は下記表のとおりとし、選定基準は別紙とする。

表1. 審査項目及び配点

審査項目	配点
価格評価	600点
規格提案書及びプレゼンテーション評価	400点

※点数は小数点第1位までとし、小数点第2位を四捨五入する。

(イ) 結果通知

参加資格審査の結果については、令和4年7月1日(金)に参加意思表明書を提出した全ての参加者に通知する。書類審査及びプレゼンテーション審査の結果については、令和4年7月22日(金)にプレゼンテーションを行った全ての参加者に通知する。

(ウ) 異議申立て

審査結果については、一切の異議申立てを認めない。

8. 契約内容の協議及び契約について

(ア) 契約内容の協議

提出された企画提案書、プレゼンテーション等の内容に基づき、本町と導入候補者にて契約内容の協議を行う。協議の過程において、導入候補者が提案プレゼンテーションの内容を反映した最終的な提案内容及び提案見積価格を一方向的に破棄することは認めない。また、本町は提案内容を取捨選択できるものとする。

(イ) 契約締結

8(ア)により、契約内容を協議し、本町と導入候補者とがその内容に合意した後、導入候補者から本事業の見積りを徴す。その見積額が予定価格以下の場合、導入候補者を相手方として本事業の仮契約を締結する。また本町は、契約締結後においても受注者に本提案における失格事由、不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

(ウ) 導入候補者との協議が決裂した場合の措置

導入候補者との協議の結果、両者が合意に至らなかった場合、または導入候補者が失格となった場合には、導入次点候補者を導入候補者に繰り上げ、協議を行うものとする。

(エ) 導入候補者の辞退

導入候補者が正当な理由なく協議または契約を辞退する場合は、東みよし町建設業者等指名停止等措置要綱を準用して、指名停止を行う場合がある。

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合、失格とする。

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・審査委員に対して質疑等の連絡を行った場合
- ・本実施要領に違反すると認められた場合
- ・本委託料上限額を超える見積を行った場合

10. 資料・様式等

資料1	: 公募型プロポーザル実施要領
資料2	: 東みよし町防災行政情報配信システム構築仕様書
資料3	: 企画提案書・見積書作成要領
資料4	: プロポーザル選定基準
様式1	: 参加意思表明書
様式2	: 会社概要調書
様式3	: システム納入実績調書
様式4	: 秘密保持誓約書
様式5	: 誓約書
様式6	: 事業費用見積書
様式7	: 質問書
別紙	: 選定基準